

保証制度名	制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%) ※2		備考	
						責任共有対象	責任共有対象		
1	一般保証	普通または長期	普通保険または無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	20年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45~1.90%	—		
2	手形割引個別保証	手形割引	普通保険または無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	—		
3	手形割引根保証	手形割引根保証	普通保険または無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年間	金融機関所定	0.39~1.62%	—	一定の保証金額の範囲内で手形割引を繰り返し利用することが可能です。	
4	電子記録債権割引個別保証	でんさい	普通保険または無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	—		
5	電子記録債権割引根保証	でんさい根保証	普通保険または無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年間	金融機関所定	0.39~1.62%	—	一定の保証金額の範囲内で電子記録債権割引を繰り返し利用することが可能です。	
6	事業者カードローン当座貸越根保証	カード当貸	普通保険または無担保保険 100万円以上 2,000万円	1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39~1.62%	—	原則として担保は不要です。	
7	当座貸越根保証	当座貸越	普通保険または無担保保険 100万円以上 2億8,000万円	1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39~1.62%	—	5,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。	
8	特別小口保証	特別小口	特別小口保険 2,000万円	運転設備 6年以内 8年以内	金融機関所定	—	0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)です。他の保証制度を利用していないことが条件となります。他種の保険を利用した場合は無担保保険に変更されます。	
9	公害保証	公害防止	公害防止保険 5,000万円 (組合の場合 1億円)	7年以内	金融機関所定	0.977%	—		
10	エネルギー対策保証	エネルギー対策	エネルギー対策保険 2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関所定	0.977%	—		
11	海外投資関係保証	海外投資関係	海外投資関係保険 2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関所定	0.977%	—	原則として担保が必要です。	
12	新事業開拓保証	新事業開拓	新事業開拓保険 2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関所定	0.977%	—		
13	事業再生保証 (DIP保証)	事業再生	事業再生保険 2億円	10年以内	金融機関所定	—	2.20%	責任共有対象外(100%保証)となります。	
14	特定社債保証 (保証付私募債)	特定社債	特定社債保険 4億5,000万円	2年以上 7年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	—	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です)取扱金融機関との共同保証形式となります。保証金額が2億円を超える場合は担保が必要です。保証金額は普通保険及び無担保保険(ともに経営安定関連保険特例分を除く)並びに特定社債保険を合わせて5億円が上限となります。	
15	流動資産担保融資保証(ABL保証)	ABL根保証またはABL個別保証	流動資産担保保険 2億円	根保証 個別保証 1年間 1年以内	金融機関所定	0.68%	—	部分保証(保証割合80%)です。(融資限度額は2億5,000万円です)必ず流動資産を担保とする必要があります。	
16	一括支払契約保証	—	特定支払契約保険 10億円	1年以内	金融機関所定	0.25~1.54% (*)	—	部分保証(保証割合70%以下)です。保証形式は、根保証となります。(*)保証料率は保証割合を乗じた率となります。	
17	中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	中堅企業	破綻金融機関等関連特別無担保保険 破綻金融機関等関連特別保険 6億円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内)	金融機関所定	—	0.65%または0.75%	破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関との金融取引に支障が生じている中堅事業者を保証対象とする制度です。責任共有対象外(100%保証)となります。破綻金融機関等関連特別無担保保険利用の場合、基準料率0.65%、破綻金融機関等関連特別保険利用の場合、基準料率0.75%となります。	
18	借換保証	利用する制度名または環境借換経安環境借換一般環境外借換	保険は自由に選択できます(利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の定めるところによります。	利用する保険及び保証制度の定めるところによります。	金融機関所定	利用する保険によって決定します。		既往保証付融資の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて当該返済資金以外の事業資金を含めることもできます。
19	求償権消滅保証 (ランクアップ保証)	求償権消滅	保険は自由に選択できます(利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の定めるところによります。	利用する保険及び保証制度の定めるところによります。	金融機関所定	—	利用する保険によって決定します。	責任共有対象外(100%保証)となります。
20	小口零細企業保証 (全国小口)	全国小口	保険は自由に選択できます(利用できない保険もあります) 2,000万円	10年以内(据置6ヶ月以内)	金融機関所定	—	0.50~2.20% ※3		従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)となります。既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。

国の保証制度

保証制度名		制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%) ※2		備考
							責任共有対象	責任共有対象	
国の保証制度	21	経営力強化保証	経営力強化	普通保険または無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 借換 10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.45～1.75%	0.50～2.20% (*)	(*) 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合 (同額内の借換に限ります) のみ、責任共有制度対象外 (100%保証) となります。
	22	自主廃業支援保証	自主廃業支援	普通保険または無担保保険 3,000万円	1年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	—	現在事業を行っている中小企業者であって、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金を保証する制度です。
国の保証制度 (保険特例等)	23	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	経営安定関連	経営安定関連保険特例 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	1～4、6号は責任共有対象外 (100%保証) となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 中小企業保険法第2条第4項第6号の認定の場合、保証限度額が2億8,000万円から3億8,000万円となります。
	24	創業等関連保証	創業等関連	創業等関連保険特例 1,500万円	10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	—	0.70%	責任共有対象外 (100%保証) となります。無担保保険を利用します。 保証金額は、一般保証分、創業関連保険特例分及び本保険特例分 (廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む) の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。
	25	経営革新関連保証	経営革新関連	経営革新関連保険特例 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.68% ※5	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。(ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。(ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
	26	創業関連保証	創業関連	創業関連保険特例 2,000万円	10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	—	0.70%	責任共有対象外 (100%保証) となります。無担保保険を利用します。 保証限度額は、一般保証分、創業等関連保険特例分 (廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む) 及び本保険特例 (創業関連保険特例) 分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。また、再挑戦支援保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。
	27	再挑戦支援保証	再挑戦支援	創業関連保険特例 2,000万円	10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	—	0.70%	責任共有対象外 (100%保証) となります。無担保保険を利用します。 保証金額は、一般保証分、創業等関連保険特例分 (廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む) 及び本保険特例 (創業関連保険特例) 分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。 また、創業関連保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。
	28	経営承継関連保証	経営承継関連	経営承継関連保険特例 2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。
	29	東日本大震災復興緊急保証	震災緊急	東日本大震災復興緊急保険特例 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内 (据置2年以内)	金融機関所定	—	0.80% ※4	責任共有対象外 (100%保証) となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、経営安定関連保険特例分及び災害関係保険特例並びに本保険特例分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。
	30	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	改善サポート	事業再生計画実施関連保険特例 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合 (同額内の借換に限ります) のみ、責任共有制度対象外 (100%保証) となります。
	31	経営力向上関連保証	経営力向上関連	経営力向上関連特例 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。(ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。(ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
	32	地域経済牽引事業関連保証	地域牽引事業	地域経済牽引事業関連特例 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内) 運転設備10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。
	33	地域経済牽引支援関連保証	地域牽引支援	地域経済牽引支援関連特例 2億8,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内) 運転設備10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.977%	1.150%	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 承認連携支援計画に従って事業を行う一般社団法人及び一般財団法人を保証対象とする制度です。
	34	危機関連保証	危機関連保証	危機関連特例 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内 (据置2年以内)	金融機関所定	—	0.80% ※4	責任共有対象外 (100%保証) となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証並びに本保証分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。
	35	特定経営承継関連保証	特定経営承継	普通保険または無担保保険 2億8,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.45～1.90%	※4	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が対象となります。

一覧表における留意点【※】につきましては、下記の通りとなります。ご確認ください。

- ※1 国の保証制度（一般保証含む）及び当協会独自制度につきましては、「保証限度額」及び「保証期間」を記載し、県制度資金等につきましては、「融資限度額」及び「融資期間」を記載しています。
- ※2 保証料率は基準料率を記載しております。貸付金額に対する率となります。「有担保割引(0.1%割引)」「会計処理に関する割引(0.1%割引)」を加味し、最終的に適用される保証料率が決まります。
- ※3 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は0.50～2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は、利用する保険によって保証料率が決まります。
- ※4 特別小口保険を利用する場合の基準料率は、0.70%となります。

- ※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合の基準料率は、0.977%となります。
- ※6 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は、0.40～2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※7 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は、0.373～1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※8 小口資金及び特別小口資金については保証料補助がありますが、各市町村により補助の内容が異なるため、詳細につきましては当協会までお問い合わせください。